



レーザー輸入振興協会

規 約

2016年2月24日改訂

# レーザー輸入振興協会規約

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、レーザー輸入振興協会(英文名: JAPAN IMPORTERS ASSOCIATION OF LASERS & ELECTRO-OPTICS: 略称 JIAL)と称する。
- 第2条 本会は、事務局をアドコム・メディア株式会社におく。
- 第3条 本会は、レーザー機器及びエレクトロ-optics製品の海外の技術情報の提供及び販売環境の整備につとめ、輸入を促進することにより、産業界の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。
- (1) 輸入促進のための環境整備の研究調査。
  - (2) 輸入光産業の振興に関する活動の促進。
  - (3) 国際交流の促進。
  - (4) その他目的を達成するために必要な事業及び活動。

## 第 2 章 組 織

- 第5条
1. 本会は、次の会員をもって組織する。
    - (1) 正会員
    - (2) 特別会員
    - (3) 賛助会員
  2. 正会員はレーザー及びエレクトロ-optics機器輸入関連業者のうち、本会の趣旨・規約に賛同し入会した企業とする。
  3. 特別会員は、ユーザーで入会した企業又は個人とする。
  4. 賛助会員は、海外のサプライヤーで入会した企業とする。
- 第6条 本会に入会するには、所定の申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。
- 第7条 会員は、次の理由によって資格を喪失する。
- (1) 退会
  - (2) 除名
  - (3) 死亡(個人特別会員)

第8条 会員は、会費を滞納したとき、本会の名誉を毀損し、または本会の目的・趣旨に反するような行動があったときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。

第9条 本会は、次の役員をおく。

名誉顧問 1名、 会長 1名、 副会長 若干名、 理事 若干名、

監査 1名、 顧問 若干名、 書記 若干名、 会計 若干名、

第10条 役員は、次の方法で選出する。

(1) 名誉顧問……………理事会の推薦による。

(2) 会 長 ……………総会の議決による。

(3) 副会長 …………… 〃

(4) 理 事 …………… 〃

(5) 監 査 …………… 〃

(6) 顧 問 …………… 〃

(7) 書記並びに会計…総会の議決により理事より選出する。

第11条 役員は、次の職務を行う。

(1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、またはかけたときはその職務を代行する。

(3) 理事は、本会の会務の執行にあたる。

(4) 書記は、本会の事務を司る。

(5) 会計は、本会の会計を司る。

(6) 監査は、本会一般の会計を監査する。

(7) 顧問は、必要な事項について会長の相談にあずかる。

(8) 会長、副会長、理事、書記及び会計は理事会を構成し、その決議に参加する。

各役員任期は2年とし、再選を妨げない。補欠あるいは増員による役員任期は、現任者の残任期間とする。

役員に欠員が発生した場合、当該会員企業は欠員の後任者を補充し理事会にて承認を得たのち、前任者の職務、任期を継承しなければならない。

### 第 3 章 会 議

第12条 会議は、総会、理事会とする。

(1) 総会は、正会員をもって構成する。総会はこれを定期総会、臨時

総会に分ける。定期総会は、毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は理事会が必要と認めたとき開催する。

- (2) 総会は、会長が召集してその議長となる。総会の召集は20日前までにその目的である事項、日時、及び場所を示して会員に通知するものとする。総会は、構成員の過半数が出席しなければその議事を開き、議決することができない。総会の議事は、出席会員の過半数をもって決議し、可否が同数の場合は議長の決するところによる。
- (3) 会員は、示された事項につき委任状をもって総会に加わることができる。総会にはこの規約に規定してあるもののほか、次の事項を討議する。
- (4) 理事会は、会長、副会長、理事、書記、会計で構成し、会長が召集してその議長となる。理事会の召集は、あらかじめその目的である事項、日時、及び場所を示した書面をもって理事に通知するものとする。理事会の議事はこの規約に別段の定めがある場合を除くほか、構成者の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決し、可否が同数の場合は議長の決するところによる。
  1. 事業計画及び収支予算についての事項。
  2. 事業報告及び収支決算についての事項。
  3. その他理事会において必要と認める事項。
- (5) 理事会はこの規約に規定しているもののほか、次の事項を討議する。
  1. 事業計画及び収支予算についての事項。
  2. 事業報告及び収支決算についての事項。
  3. 会員の入退会に関する事項。
  4. 諸規定の制定及び改廃。
  5. その他重要な事項。
- (6) 全てのこの会議には議事録を作成し、議長及び出席者代表の2名が署名した上でこれを保存しなければならない。

## 第4章 会計

第13条 本会の資産は、次の通りである。

- (1) 入会金及び会費。
- (2) 事業に伴う収入。
- (3) 資産から生ずる収入。

(4) 寄付金品。

(5) その他の収入。

第14条 本会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度の開始前に理事会で編成しなければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

第15条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に理事が作成し、会員の移動状況書とともに理事会の決議を経て、監査の意見をつけて、総会の承認を受けなければならない。

第16条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第5章 規約の変更並びに解散

第17条 この規約の変更は、総会において正会員現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第18条 本会を解散するには、総会において正会員現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第19条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において正会員現在数の3分の2以上の同意を得て処理するものとする。

## 第6章 補 則

第20条 この規約の施行についての細則は、理事会の決議を経て別に定める。

### 付 則

1. 本規約は、総会において承認のあった日から施行する。変更も同様とする。